臺灣日日新報
日本夕刊共二十頁
社長　木下佐一人
行政兼編輯
株式會社日日新報社
臺北市榮町一ノ九ノ五
電話一ノ一ノ一番

風雲の極東叢書第四篇　國際情勢研究會編　定價一圓二十錢

日本の南進策
世界はかく見る

南進日本の解剖

日本の大陸政策と共に、世界を驚倒せしめてゐるのは日本の南進策である。文官側であつた斎藤總督は武官側に故められ、メードインジャパンの日本商品の飛躍的進出は、既に蘭領印度を振ひ上がらしめた。又米國の如きは問題でない、遠く比律賓を放棄すべしと說くものさへあり、更に東洋に於ける最大の油田を有する蘭印諸島の所有國たるオランダの如きは、日本を恐れる餘り、其廣大なる油田に爆藥を埋藏して、一旦緩急に供へてゐるといはれてゐる。かくて全世界は今や驚くべき恐日病に罹はれてゐる。日本の南進策はそれ程恐るべきものであるか、歐米諸國の態度が最新の事實に基いて日本の南進策に無遠慮な批判を試みたのが本書である。敢て大方の必讀をお薦めする。

世界の驚異　日本の進軍

戰時風雲の極東叢書

日ソ戰爭は何時始まる？
世界は日本を何う見る？

定價一圓　送料十七錢

定價金一圓　送料十七錢

町圖元・町鎗・京東
太陽閣
二八一三・八東京振替

らなむの草煙
ベ使なカモス

スモカは主として喫煙家の齒磨です　故にスモカを使へば齒の黒いヤニがきれ取れます　そして喫煙家ならずとも誰もの齒を純な白さに輝かします　スモカは過度の喫煙から來る口中の荒れ！　臭ひ！　食慾の不進！　それを防いで口腔を常に正しい狀態に置きます　スモカの粉末には適度の潤ひを與へてあります　それは無駄な散亂を防ぐためです　一人一瓶の使用量は約一ケ月强　それ以上の消費は濫費です！

煙草化粧品店に定價十錢

コドモのかぜに　オイン

汗（ワキガ・ワキゲ）に　クリゴナール錠

三共　SANKYO

發賣100入　¥1.70

販賣書適當
東京・富町
三共株式會社

改造文庫

東京市芝區新橋七丁目
振替東京八四〇二
改造社

發賣所	定價（錢）	委託（錢）
1	50	35
2	50	35
3	50	35
4	50	35
5	50	35
6	50	35
7	50	35
8	50	35

國富論（上卷）竹内謙二譯 8
國富論（中・下卷）竹内謙二譯 各5
社會主義の發展 エンゲルス著 堺利彥譯 1
マルキシズム 石川三四郎著 1
辯證法的唯物觀 エンゲルス著 石川三四郎譯 1
藝術とは何ぞや トルストイ著 木村毅譯 3
プロレタリア藝術論 ルナチャルスキー著 昇曙夢譯 3
第一インターナショナル史（第一部）ジョン・マクリーン著 山川均譯 1
第一インターナショナル史（第二部）ジョン・マクリーン著 山川均譯 2
哲學の貧困 プルードン著 山川均譯 1
神と國家 バクーニン著 本莊可宗譯 1
人間 ベーベル著 草間平作譯 6
古代社會（上下卷）モルガン著 荒畑寒村譯 各5
エミール（上下卷）ルソー著 戸澤鉄彦譯 各4
國家論 ヘーゲル著 藤原定譯 2
財產起源論 ラボック著 西澤龍雄譯 2
組織論 レーニン著 鈴木一雄譯 1
三民主義（民權）孫中山著 金井章次譯 3
三民主義（民生）孫中山著 金井章次譯 3
唯一者とその所有 シュティルナー著 辻潤譯 4
世事見聞錄 福澤諭吉著 富田正文校訂 4
金融資本論 ヒルファディング著 林要譯 6
宗教社會學 ウェーバー著 大塚久雄・生松敬三譯 6
中産階級史 ルイス・ボルツ著 宮田喜代藏譯 4
人類文化史物語（上）ウェルズ著 阿部知二譯 各5
人類文化史物語（下）ウェルズ著 阿部知二譯 各5
唯物論史入門 ルフェーブル著 秋田雨雀・飯塚浩二譯 5
キリスト教の本質 フォイエルバッハ著 松村一人譯 2
哲學と國家 本庄睦男譯 1
古代社會（上下卷）モルガン著 荒畑寒村・青山進譯 各5
國家論 ヘーゲル著 藤原定譯 2
財產起源論 ラボック著 西澤龍雄譯 2
組織論 レーニン著 鈴木一雄譯 1
三民主義（民權）孫中山著 金井章次譯 3
三民主義（民生）孫中山著 金井章次譯 3
唯一者とその所有 シュティルナー著 辻潤譯 4
世事見聞錄 福澤諭吉著 富田正文校訂 4
金融資本論 ヒルファディング著 林要譯 6
宗教社會學 ウェーバー著 大塚久雄・生松敬三譯 6
中産階級史 ルイス・ボルツ著 宮田喜代藏譯 4
人類文化史物語（上）ウェルズ著 阿部知二譯 各5
人類文化史物語（下）ウェルズ著 阿部知二譯 各5
唯物論史入門 ルフェーブル著 秋田雨雀・飯塚浩二譯 5
キリスト教の本質 フォイエルバッハ著 松村一人譯 2
哲學と國家 本庄睦男譯 1
古代社會（上下卷）モルガン著 荒畑寒村・青山進譯 各5
エミール（上下卷）ルソー著 戸澤鉄彦譯 各4

南方問題への關心を怠るな
時局の進展と臺灣の立場

（二）

一

贅言することを知らぬ國民政府の現下の實情は、例に依つて全面抗日だの一擧一動の盲動的動機となつて、國内の抗日氣勢を煽り立てて、益に停止する所を知らぬ有樣であるが、その氣勢の及ぶところ、やゝ全支に瀰漫して參すところなく、此分では國際的動の事態を發現するの外無いのであるが、特に臺灣の立場としては一衣帶水の對岸合地に於けるる情況に就ては最大の關心を拂はざるを得ぬ。從來から大氣の宜しくない福建ではこれまでも一再ならず事ある毎に抗日氣分は日の不穩事が起つてゐたのであるが今度も又、同樣の現象を生じはしめ不出行為を生ずるなく、爲めに在留邦人は益に自衞の止むなきに至らんが如き事態を現出してゐる

二

臺灣上のことは他地には觸れないが、それでも自治體の議會にもある通り、國家よりの北上部隊、飛行機の編隊着陸、福建での陣地構築などの行動が甚だ多い。假令がそれ等の行動を敢てなすその目的が那邊に在るかは言はずして明白であつて、特に關心を拂ふ、臨機を怠つてはならぬとなす所以も亦玆に存するのであるが、同時に、彼我の通商關係、在留邦人の諸事業がこれ等の氣勢に壓倒せられて縮り來る理不盡なる仕打に依つて妨害され、阻止されるといふ事は實に看過出來ぬ重大である。海岸、河岸、上海の各地の如きは勿論、福建地方に於ける臺灣人の經營する諸事業も、若しくは在留邦人の生命財産の保護には萬全を期さゝるを得ぬ。北支那方面の情勢に就いて、これ等諸般の施設の實行されてゐるのである。

三

臺灣は右戰の總動員として指定せられ、總督を會長とする臺灣總督府國防會議を組織すべく準備を進めてゐる模樣である

張家口の邦人
引揚を完了

【天津三日發同盟】中央軍の張家口進出以來同地の排日風潮は激次惡化の傾向があるので我が領事館及び在留邦人は平穩裡不適のため去る一日多倫經由引揚を完了し孰れも承德に到着の豫定である

緊急國防會議
南京で招集せん
蔣介石が來る六日に

【南京二日發同盟】南京政界の消息に據ると蔣介石は來る六日南京に全國軍事首腦者を網羅する緊急

天津治安維持會
成立を各國に通告

【天津三日發同盟】天津治安維持會は二日午後緊急會を開き左の要旨の宣言決議をなした

一、本會の成立を各國當局に通告すること

一、各國租界の交通回復を要請すること

臨時增稅案の
議會通過は確實
財源に付愼重檢討の上
けふ衆議院に提出
〝北支事變特別法案〟
莫大な損害を與ふ

【東京三日發】政府は今回の臨時議會に提出すべく準備を進めてゐるが、右增稅案は北支事變特別法案と共に增稅に關する諸問題、特に邦人の既得諸權益の侵害に對しては嚴しく考慮すべきで、斷乎たる用意のもとに充分なる施策を行ひ、必要なれば適切なる手段をも執らねばならぬのであつて、時局緊迫の度を加ふるに從つて、南方への關心の一段と昂揚され來らん事を望む。

【東京三日發】臨時增稅に關する豫算案は二日衆議院に於ける豫算總會に於て政府原案通り可決、午後本會議に於て可決、三日貴族院に於ても可決、四日發表の運びとなつた

【東京三日發】政府は國民生活を脅威する生活必需品の價格の騰貴に對し速かに製産の增强を圖り、輸入の增加を圖る爲め、總額一億圓の豫算を以て物資動員計畫を樹立し、之が實行に當つては、擧國一致の協力を要望してゐる

【東京三日發】臨時增稅に關する豫算案は二日衆議院の豫算總會に於て政府原案通り可決、午後本會議に於て可決、三日貴族院に於ても可決、四日發表の運びとなつた

【東京三日發】臨時增稅に關する豫算案は二日衆議院の豫算總會に於て政府原案通り可決、午後本會議に於て可決、三日貴族院に於ても可決、四日發表の運びとなつた

【東京三日發】政府は國民生活を脅威する生活必需品の價格の騰貴に對し速かに製産の增强を圖り、輸入の增加を圖る爲め、總額一億圓の豫算を以て物資動員計畫を樹立し、之が實行に當つては、擧國一致の協力を要望してゐる

貢獻大なる 新機開 信用保證協會

臺灣でも設置しては如何と 臺北州で研究中

信用保證協會制度

最近當局に其設立を叫ばれて居る保證協會なるものは獨逸に於て設置したもので金融利を目的としないことを其の特徴として居る。我國に於ても實際に於て夙に信用保證協會設立の計畫があり本年五月二十四日其の創立總會を開くに至つた程であり、其の他各方面に於ても頗る注目して居る。殊に其組織は制度の趣旨よりして相當期間續けて其の地方で商工業を行ひ居る者たるを要すべく其の資金は漁業資金（漁料、材料又は商品の仕入、賃金仕拂等）に限ることも勿論の中小營業者殊に生産的のことである。又貸資期限も例へば一年以内といふ如く可成短期のものであるべきである。次に最も重要なことは協會の手數料であるところの信用保證料である。之が相當に高いものならば此の制度は全く破壞し意味のないものである。此の点に於て實際上中小營業者に轉嫁される保證料（金融機關が保證の條件を受けることによる反動的結果）を含めて一般中小營業者の負擔も輕減せなければならない問題である。然し利息制限法あつても、經濟上關係の地位に在る等營業者の得てする資金の利率と云ふものは非常な高率であり尚又信用組合の融資に付ても例へば臺北市の市街地信用組合の利率を見ても有擔保と無擔保とに三分位の差があり、從つて信用保證料が一分程度のものならば兎角とかくの批判も生ずるが如きことはないであらう。

（イ）信用保證協會の觀念

信用保證協會とは金融機關から金を借りる中小商工營業者が一定の手數料を支拂つて借入金の元利金全額に就て支拂の保證を得られる制度である。其の目的とする所は營業なき無謀中小商工營業金融の特殊的に基き中小商工營業者の信用向上に努め金融上の便宜を與へ營業の發展を助成するに在る。從つて保證に當りては保證者の調査し適當と認むべき損害の測定に保證料の測定が困難である。

（ロ）貸付及保證の方法

金融を與へんとする中小商工營業者は保證協會の會員であつて保證機關（銀行、信託會社、無盡會社、信用組合、商業組合、工業組合、農業組合）に借入申込書及び信用調査書を提出す、此の借入申込書に依つて金融機關は直ぐ調査し適當と認めたるときは信用保證願書を添附して協會に信用保證書を提出し此の請求書を受取つた協會は之を審査すると云ふ仕組である

（ハ）保證の條件

協會の保證に依つて金融機關が貸出すのであるから保證の條件は同時に金融機關の貸出の條件となるのである。申込人は制度の趣旨よりして相當期間繼續して其の地方で商工業を行ひ居る者たるを要すべく其の資金は漁業資金（原料、材料）又は商品の仕入、賃金仕拂等）に限ることも勿論の中小營業者殊に生産的のことである。又貸資期限も例へば一年以内といふ如く可成短期のものであるべきである。次に最も重要なことは協會の手數料であるところの信用保證料である。之が相當に高いものならば此の制度は全く破壞し意味のないものである。此の点に於て實際上中小營業者に轉嫁される保證料（金融機關が保證の條件を受けることによる反動的結果）を含めて一般中小營業者の負擔も輕減せなければならない問題である。然し利息制限法あつても、經濟上關係の地位に在る等營業者の得てする資金の利率と云ふものは非常な高率であり尚又信用組合の融資に付ても例へば臺北市の市街地信用組合の利率を見ても有擔保と無擔保とに三分位の差があり、從つて信用保證料が一分程度のものならば兎角とかくの批判も生ずるが如きことはないであらう。

（ニ）辨濟の範圍

協會の保證目的を爲したる假擔が回收不能に陷り金融機關に損害を生じた場合は其の損失の全部又は一部を補償するのである。斯くして協會が右の保證債務の履行に於て債權者に代位することになり、其後可能の方法で回收し得る迄追及する債權に對して求償權を行使することとなる。尤も中小營業者救濟の此の非營利的機關に特殊の場合の外は營業することも可能である。

（ホ）協會の經費

會員（金融業者）は入會と同時に一口（一定額以上の出資を爲すから非營利組織か又は官の經營でない上其の設立は困難である。而して之が非營利團體と雖も後に自信團體を有する一に依つてはならに於ても成功する見込が充分ある業者には資金融通の途がつき且信用保證を爲したる業者に其の債務の履行期中事業經營の困難をすることとなり殊なる其の成果を得られることになる

（ヘ）社團法人東京信用保證協會概要

東京信用保證協會の具體案の概要は其の定款案に依れば次の通りである

一、事業

（1）中小商工業者と金融機關との間に於ける金融の圓滑を圖る爲中小商工業者の債務を保證する事

（2）信用の保證を爲したる中小商工業者に對し其の債務辨濟期間中其の事業經營の指導をなす

（3）其の他協會の目的を達するに必要と認めた事項

二、會員

（1）區、市、商工會議所（市及會議所所在地のみ）

（2）東京府內に本店又は事務所を有する銀行、信託會社、無盡會社、商業組合、工業組合、農業組合、信用組合

（3）其の他協會の目的に賛同し入會を認めた者

三、資本金

資本金は一口金百圓の出資口數一萬口以上とし一口以上の出資を爲すものとする。但し出資口數一萬口以上の場合に於ても資本金は二百萬圓を超過することを要しない。

四、會員の責任

會員の責任は出資口數に應じ一口金百圓の範圍内とする。

五、出資口數の制限

一會員の出資口數は一萬口を超過することを得ない。

六、出資の拂込

出資の拂込は一口金二十五圓とし一人に對する保證額は原則として一口金百圓以内とする。

七、保證料

（1）保證料は保證額一千万圓を限度として一人に對する保證額に應じ左の通りとする。

一千万圓以内の部分に對し年一分以内

一千万圓を超過し二千万圓以内の部分に對し年一分二厘以内

二千万圓を超過し三千万圓以内の部分に對し年一分五厘以内

三千万圓を超過する部分に對し年二分以内

（2）保證料は保證期間一年分を前納するものとする。但し保證期間一年以上の場合に於ては保證料は一年毎に前納するものとする。

（3）保證料は保證期間中と雖も保證額を減少したる場合は減少したる保證額に對する保證料を返還するものとする。

八、保證金額

（1）一會員に對する保證金額は一千万圓を限度とし一人にて一千万圓を超過する保證を爲すときは其の超過額に對し左の通り保證金を預託せしむるものとする。

一千万圓を超過し二千万圓以内の部分に對し其の超過額の二割五分

二千万圓を超過し三千万圓以内の部分に對し其の超過額の五割

三千万圓を超過する部分に對し其の超過額の七割五分

（2）保證金は現金又は有價證券を以て預託せしむるものとする。

（3）保證金は保證期間中と雖も保證額を減少したる場合は減少したる保證額に對する保證金を返還するものとする。

（4）保證金は無利子とする。

九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

二十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

三十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

四十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

五十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

六十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

七十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

八十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十一、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十二、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十三、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十四、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十五、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十六、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十七、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十八、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

九十九、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

百、保證金額の制限

（1）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

（2）一會員に對する保證金額は其の出資口數の十倍を超過することを得ない。

內外地協力

臨時增稅につき 中央から申入れ

國防費を負擔せぬ點も考慮

臺灣で約百五十萬圓

公社債低落

【東京三日發】長期、臨時增稅發表の為め臨時增稅方針が決定したのと殆ど同じ位の價額を見るは必然とされ金利引下の傾向濃厚にある折柄公債相場は一段と買氣を呈し殊に第一回乃至第四回の利附國債は一層人氣を集め第一回乃至第四回共に一圓乃至二圓方高となり第一回乃至第四回共に一圓乃至二圓方高となり第一回乃至第四回共に一圓乃至二圓方高となり

ラヂオ版

夜
【六・〇〇】子供の時間（東京）
【六・一〇】全国農業講座（東京）
【六・三〇】生活改善講座（東京）
【六・四〇】國民歌謡（東京）
【七・〇〇】國民唱歌（東京）
【七・一〇】スポーツ解説（東京）
【七・二〇】國民歌謡（東京）
【七・三〇】名古屋より放送（名古屋）
【八・〇〇】ラヂオ小說（名古屋）
【八・三〇】時報（東京）
【八・三一】連續講演（名古屋）
【九・〇〇】ラヂオ小說（名古屋の分）
【九・一〇】報道演藝（名古屋）
【九・二〇】ニュース（名古屋）
【九・三〇】名古屋より放送（名古屋）
【九・四〇】ニュース（名古屋）
【九・五〇】カレント・トピックス（東京）
【十・〇〇】子供の時間（東京）
【十・三〇】國際ニュース（東京）
【十・四〇】スポーツ解説（名古屋）
【十・五〇】連續講演（名古屋）
【十一・〇〇】時報（東京）
【十一・一〇】臨時ニュース
【九・〇〇】臨時ニュース（名古屋の分）
【九・一〇】臨時ニュース（名古屋）
【九・二〇】ニュース（名古屋）
【九・三〇】名古屋より放送（名古屋）
【九・四〇】ニュース（名古屋）
【九・五〇】カレント・トピックス（東京）
【十・〇〇】子供の時間（東京）
【十・三〇】國際ニュース（東京）
【十・四〇】スポーツ解説（名古屋）
【十・五〇】連續講演（名古屋）
【十一・〇〇】時報（東京）
【十一・一〇】臨時ニュース
【九・〇〇】臨時ニュース（名古屋の分）
【九・一〇】臨時ニュース（名古屋）

衛生學上より 觀たる防空

醫學博士 富士貞吉

吉來、兵器の破壞殺戮に伴つて其物質的文明から都市の計畫並に個人の家屋の構造法に至るまで其の影響及び變化して來たものである。

歐洲諸都市の計畫や家屋の自由主義の下に勝手に發展してきたニューヨーク辺りの建築法を一般的に見てみたら一目瞭然たるものがある。近代に於ける各市からの攻撃兵器は其の發達の結果として都市計畫や家屋構造の變遷に一大變革を要求してやまない。之等の攻撃兵器に對する防衛の問題は我學者自らの手でやらねばならぬ。

現今の防空問題は、瓦斯、焼夷彈、化學兵器細菌等々に就て万全策を講ずる要がある。

殊に焼夷彈に對しては各建築の屋内家具にお袋をすることとして私は爽くられた時間内に化學兵器に對する集團防護法の各種に就て今迄報告されたものを紹介し併せてこれを批判し、次で假裝擬裝、其他を述べ、最後に細圖に就てお話をする。

結論としていくら良い化學兵器に對する集團防護法其他をお話してみた處で民衆自體が創意せられて居らず又一致協力するに非ずんば國土防護の完璧を期し難いと思ふ。

水十夜【第三夜】 清興列 養老の瀧

七・三〇 名古屋と京都から

夏季に涼を求める万石の浪曲、第三夜は名古屋と京都両局からの競物。先づ名古屋では、天下に名高き岐阜縣の養老の瀧を現地から中継し滔々たる水の音を伴奏に、谷口の名手一、松前追分 二、秋田おばこ 三、新正節 民謡として歌ふ人口に膾炙してゐる三つを尺八で演奏する。

室内樂【球・〇〇京】

チエロ奏鳴曲

チエロ ロマン・ダックソン
ピアノ レオ・シタク

ロマン・ダックソン氏は一九〇一年ラトヴイアのデナブルグで生れたペルリン・ライプチヒなどで音樂修業、チエロは有名なクレンゲルに就いた。十九歳の時ペルリンでデビユーし、演奏家の生活に入つた。

シユトラウスのチエロソナタは作品六番といふ若書かりにはなく、如何にも若々しさにみちてゐる。

メンデルスゾーンやユーマンに續ける變曲にも似たロンチック な香り高い樂曲、若々しい力強いテーマを有つ第一樂章 無言歌風なアンダンテ、リズミカルなたユーモラスな主題の終曲。ピアノ部とチエロの部は互ひに相手方を立て美しく溶け合ふ。

連續講演（八・三一北）

醫學博士 富士貞吉

△衛生學上より觀たる防空（一）

時局に鑑みた連續特別講演、中央衛生院技師富士貞吉氏が「衛生學上より觀たる防空」の題下に毎夜二日に亘り放送する。

今日の講座

特別講座（名・三〇北）

加藤 咄堂

△人生と修養（七）　処生と道徳（終講）

國史講座（名・〇五）

山中 樵

△日本と吉野（第一講）

スポーツ醫學（五・〇〇北）

△スポーツの生理（四）　小田俊郎

ラヂオドラマ・スケッチ

若き日の戰士

小オチ說

蒼穹の戰士

即興 空中の美 果敢・色紙（〇〇・九北合）

順次、初陣の若き獨逸飛行少尉の物語である。彼は初陣の空中戰で英軍の有名な偵察隊を叩き落したが、秘かに彼林にたたずんでいるのを發見、敢なくも英軍と新鋭複葉機との一大空中の物語である。

彼は敵ながら天晴れな勇士だと感じ、その偵察士の遺骸を丁重に葬つてやつた。

その夜、彼は敵ながら天晴れな勇士だと感じ、その偵察士の遺骸を丁重に葬つてやつた。

その夜、彼は敵ながら天晴れな勇士だと感じ、その偵察士の遺骸を丁重に葬つてやつた。

油斷大敵！

手當を誤ること
全身に擴がる

一滴の水も集れば波浪天に沖する大海となるやうに、ポツリと一つ二つ出來た皮膚病も油斷して手當を誤ると忽ち全身に擴り、その苦痛は夜もロクロク眠れず、甚だしきは生命を脅かします。

ヒンターの藥

おすゝめする効能

【御注意】 刺戟の強い藥劑を使用しますと皮膚をひどく荒しますから、お子樣・御婦人に危險です。ヒンターは絶對にその心配がありませんから安心して治療が出來ます。

主効 たむし、みづむし、いんきん、くさ、ぜにむし、ひぜん、しつ、しらくも、はたけ、あせも、ふきでもの、かぶれ、あせなどづ、かみそりかぶれ、水ぼうそ。

定價 二十錢 三十錢 五十錢 一圓

○各藥店にあり

一歩進んだ皮膚病藥

ヒンター

發賣元 守田治兵衛本舗
東京市下谷區池の端仲町
電話 東京 二九八五番
大阪市南區長堀四丁目
電話 大阪 五七三九番

墓穴を掘る蔣介石

北支事變は抗日政策の誤算

上海特派員 赤星爲光

しあたふたと南京に舞ひ戻つて來た都市南京の首腦者には複雑があつたのだが、蔣が下山する直前から蔣介石の意を含んで南京政府の北支那後不擴大の側面運動が開始された。

或る者は上海に飛んで「蔣介石も南京に來て何とか解決の便宜より一歩も進出しなかつたため日本軍にも飽くまで強硬に出る意思はないと見て取つたものか、二十一日からの支那軍は一變に支那軍大擧と大膽な逆襲作戰を始め、これと共に南京政府の態度もからりと昇り昨日の憎氣かたはどこへやら失はれたやうにいきり立つて來た。一方戰爭共斷じて應じられぬとか、日本の國民は軍部を信頼してゐるから何處迄も戰ひ抜くであらうとか、その強硬さには日本を最後迄と國民の對日復讐心を煽り、抗日政策の一段の強化を計つてゐるが、その實は日本の出方如何によつては南京政府の一部には和平論も擡頭してゐるのである。

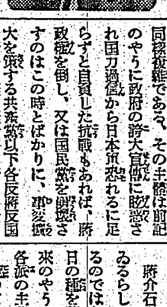

逃げ遅れ政府を組織してゐるかとんでもない與太話を始めた。新聞に煽られた民間は更に市民會を中心に上海有力團體を網羅して組織された「上海市各界抗敵後援會」は、七月二十二日市商會で設立式を挙げいよく抗日抵抗を始め凡ゆる抗日運動に上海市民の全力を集中すると叫び出した。

×

支那の抗日主張は、國内情勢同樣擬態であり、その主張は前記のやうに政府の諮問大會に於ても決定された日本撤兵の要求であるが、これは支那側でも絶對不可能なことは相手方の機關統制を二擔するなどがあるが、このやうな歩兵砲（戰車砲）未完成）などがあるが、このやうな歩兵砲は支那側でも絶對不可能なことは相手方の機關統制を二擔するなど

（第三種郵便物認可）　昭和十二年八月四日　臺灣日日新報　第一万三千四百二十一號　へ　八　（五）

臺中市内に召集し 素質向上の再教育

全州下の警察官を 三班に分ち五日間づつ合宿

臺中州下一帶の 早朝から猛烈に訓練

【臺中電】臺中州警務部長は本年度に於ける警察官の素質向上特別講習會を臺中市に召集、短期講習會を開催することとなつた、而して中部臺灣の警察官の素質向上に全力を注ぐ點は從來の街庄關係者に偏重の傾向ありたる點を改め一、國體本義の正確なる理解二、日本精神の發揚に努むること三、臺灣農村警察官の特殊使命の認識四、指導の刷新五、關係生活の刷新を通じ形式内容共に從來の缺陷を是正し警察官たるの資質を向上せしめんとするもので、講習期間中は全部臺中師範學校寄宿舍に共同宿泊せしめ、午前五時半起床同四十分點呼、同六時十分體操洗面、同六時四十分より庭先にて臺中神社參拜、同七時ラヂオ體操、同八時より午後二時まで講習と言ふ嚴肅な企てであり、その成果に多大の期待が掛けられてゐる

愈よ法制局に廻る 臺灣の三律令案

農會、畜産會は二級制を確立 競馬には嚴重な監督を實施

【臺中電】臺灣總督府法制局に廻附の臺灣畜産會令、同競馬令、同競技場取締令の三律令案は昨年或は一昨年以來總督府と關係各州廳との間に調査研究を遂げた結果昨冬漸く成案が出來上つたので、近く總督府に廻附する用意を以て目下立案中であるが、其の内容は臺灣の農會、畜産會は二級制を確立し、競馬には嚴重なる監督を實施

ライカマンペン

滑りよく
感じよく
書きよい

萬人の愛好する
最良の
ペン先

各文具店ニアリ

大阪市西區　西川誠一郎商店　安堂寺橋通四丁目

萬年筆

正確で、輕快で、使ひ良い番號器

圖表の組織化——近代のビジネスは番號の符合、表示連鎖による補助によつてこそ迅速なる處理が得られます。

正確と能率——これは我々の手先では滿足に得られません、「トーキー番號器」の機械力が最も簡單に解決します。

A號　八桁式　¥18·00
B號　六桁式　¥12·00
O號　四桁式　¥ 5·50

有名文具店に販賣す

製造元
大阪　株式會社　内田洋行

新しい御贈答には

美と實用の綜合品

セーラー萬年筆

ダイヤ型
¥3·00以上

¥10 ¥20 ¥30
意匠 No. 66319
登録 No. 71094

最後の一滴まで使へる
セーラータイヤインキ

セーラー萬年筆

台北市榊山町二一　阪田製作所出張所

月美人印 スタンプインキ

群ヲ抜ク至上ノ品質!!
販路東亞ノ天地ヲ擁シ
愛用者都市村落ニ
滿ツ

月世界印萬年スタンプ臺

兜印朱肉本舗

複寫力を
耐久力を
御使用心地を
是非是非御試し下さい　きつと御氣に召します

書きよい
レミントン印 複寫紙

タイプライター用（片面）黒　緑　赤
筆記用（兩面、片面）黒　緑　赤

製造元　株式會社　福井商店　大阪市東區北野町二

コクヨ印

全島到る處の有名なる紙店・文房具店にあり

帳簿
複寫簿
付きシ 便箋

製造元
大阪　黒田國光堂

品用務事

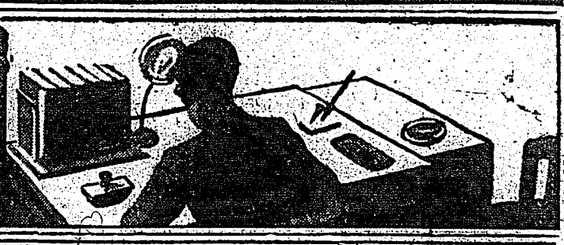

プラトンインキ

机上にぜひ一瓶！
殘滓（カス）の溜らぬ純質インキ

何時までも清く鮮かに、すらくとペン先より走るプラトンインキの品質や、色のよさは文化人の愛用に充分適ひます、萬年筆用としてはペンを大切にします

常に業界に異彩を放つ國産鉛筆の王者

三菱鉛筆

東京　眞崎大和鉛筆株式會社

クラウン萬年筆 ムツソリーニペン

原料を撰び優れたる技術で
作られた錆びず書きよいペン先界の
最優秀（ナンバーワン）品

ユアサ乾電池 ランプ

湯淺蓄電池製造株式會社

一番信用ある品質

内外文房具卸商
發賣元　澤井商店　大阪

〝比較的資力ある人に背負つて貰ひ度い〟

賀屋藏相が增稅打明け話

【東京三日發本社特電】臨時議會の北支の事に關する重大の日實現のため國防獻金に、或は臨時議會に、或は臨時議會終了後の臨時には日程にそれがつてゐるが、二日政府は國民各々の實情をより深く非常時局を認識に入れ、擧國一致の精神を具現めてつゝある際の意氣で一億圓の增稅を決定、向ふ一ヶ年間の實施を發表、幣制調査會總會を通過次第速やかに勅令を以て實施することになつた、大衆生活を脅かすことなく財政の要請に應ずる入れね樣、しかも「貧獻を省いて貧獻國に生活を必んで」といふ觀心に為政者は心を痛いた、增稅發表の親賀屋藏相は二日夜官邸で增稅苦心の打明け話をした

物價もだつてゐるし軍資の野に家の生活を脅つてゐる人もありませう、少しでも大衆には輕く負擔のある樣にと狙ひました、その上時局への理解を出來る丈深めて皆い犧牲した生活をして行く樣に、まア平たく言へば銃後の總動員を二重深めて戰くために國防獻金の負擔の公平化とでも言ひませうか、さういふ意味合ひを含んで戰きたいのです、今のところ輕減の通り砂糖とか言つたものは生活必需品ですからさう言つたものは全部避けました、第二種所得稅は最低納入者年收千二百円に對して僅に稅金八十六錢の引上げとなる訳で擔當と惡役の廣地で銃を執つてゐる人々の事も考へて國運伸張のため我慢して戰きたい、比較的資力のある方達で背負つて戰かうといふ考へでした

香月駐屯軍司令官

窮民救濟に十萬元

天津治安維持會へ寄贈

在京の半島人有志

徵兵令施行方を請願

【天津三日發同盟】香月駐屯軍司令官は今次事變に依る平津地方の窮民救濟のため三日天津治安維持會に銀十萬元を寄贈した

皇軍の活躍に蹶起し

在臺の半島人

皇軍に慰問品

愛婦臺灣本部を通じて

【臺北三日發同盟】半島事和體現の為め擧國一致の聖戰に參加し正義の進軍を續ける皇軍の活躍に半島人も感激せしめ、各半島人有志は二日早朝總督府を訪ひ、國防獻金を寄託、本島非常時に處し擧國一致の精神を具現した

【臺北三日發同盟】北支事變に際し、國防獻金、慰問袋、慰問品等の募集に關し、愛國婦人會臺灣本部では北支軍慰問の為め慰問袋一萬個を製作中の所、四百七十七個を完成、九百円が集り三百七十二個を發送した

銃後の赤誠

海軍への獻金も激增

海軍武官室取扱ひ

北支事變に際し、このかた國防獻金に或は慰問金にと銃後の赤誠に滿ちた寄託を受けて居るが、海軍武官室取扱ひのこれ等の金額もだの如く多額に上つてゐる

海軍國防獻金（七月廿一日より）

一、000円（株式會社臺陽合組合員一同）一、000円（合北州協和組合組合員一同）一、000円（新竹、關係者）一00円（苗栗、關係者）一00円（苗栗、關係者）合計五千二百六十八円四十錢

海軍愼兵金（七月五日より三十一日迄の分）四七七円八五錢（合北州國防婦人會關係分）一三一三円四0錢（合臺高等關係各學校學生生徒）三三三円三00円（合臺高等關係各學校學生生徒）三三円（合臺新竹利用組合）合計五百六十二円八十五錢

狂つても日本人

松山の養神院患者から

皇軍將士へ慰問袋

防諜網がトラフを切り、三日午後一時から壹成小學校に集合し實施されたが、三日午後一時から壹成小學校に集合し實施されたが、

臺北市各地區防衛團の綜合訓練

全島十四ケ所で

臺灣の重力測定

學界の要望を雙肩に

京大、松山教授等來臺

基隆水道の擴張止むなく延期か

市は至急實現を切望

出動準備の飛機暴風雨に荒さる

颱風、江蘇省に襲來

七星郡愛婦分會で愛國少女團を設立

けふ北投東を皮切りに

〝末の娘と一緒に臺灣へ參ります〟

古莊新軍司令官夫人語る

天津の白系露人

ソ聯領事館に侵入

日高參事官に抗議

侵入事件は白赤の紛爭

日本は無關心と

重光大使抗議を一蹴

我軍は無關係

駐屯軍某將校談

沖繩縣下の颱風

被害は甚大の見込み

ノルマンデイ號

また新記錄を作る

けふ汕頭から

邦人婦女子引揚げ

領事館員の家族たちから

逆航した高砂丸

六日基隆入港

世界教育會議

第二日

八月六日土用丑

うなぎ蒲焼

國防獻金演藝大會
佐賀怪猫傳
國訊道中笠
女の約束
隣の奥さん
やらくり歌劇
魂